

一年ニ對シ内地米ハ八合、外國米ニ合トス

3. 勤績手當ヲ支給スルコト
丙宗ハ是度嗣山規

定通イトス、

4. 依願解雇申立ノトキハ勞働者ノ自由意思ヲ

尊重シテ之ヲ拒ミズ
一週以内ハ勤績手當全

賃金等ヲ支給スコト

5. 社内勞働者全部ハ時間勤務スルコト

但シ八十度以上吸込ハ所ニハ六時間制トス

6. 全勞働者ニ對シ藥價ト永任氏ニ對シ藥價

トノ區別ヲ廢シ全部永任氏並トスルコト

7. 醫師ノ診断書ヲ以テ願出スル者ニ對シテハ

病氣全快スル迄平常通り米味噌其ノ他ノ物品

ノ貸下ケヲ為スコト

8. 月賦証書ニ保証人ヲ要セサルコト

9. 阿仁鏡山全従業員ニ薪俸ヲ換査齋ニシテ

左ノ價格ニ固定スルコト